

# 東松島市

## 概要版

# 第6期 障がい福祉計画 第2期 障がい児福祉計画

### 「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」について

本市では、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化、東日本大震災からの復興など、地域環境の変化を踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすまちづくりを目指しています。

平成30年3月には「第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定し、基本理念として

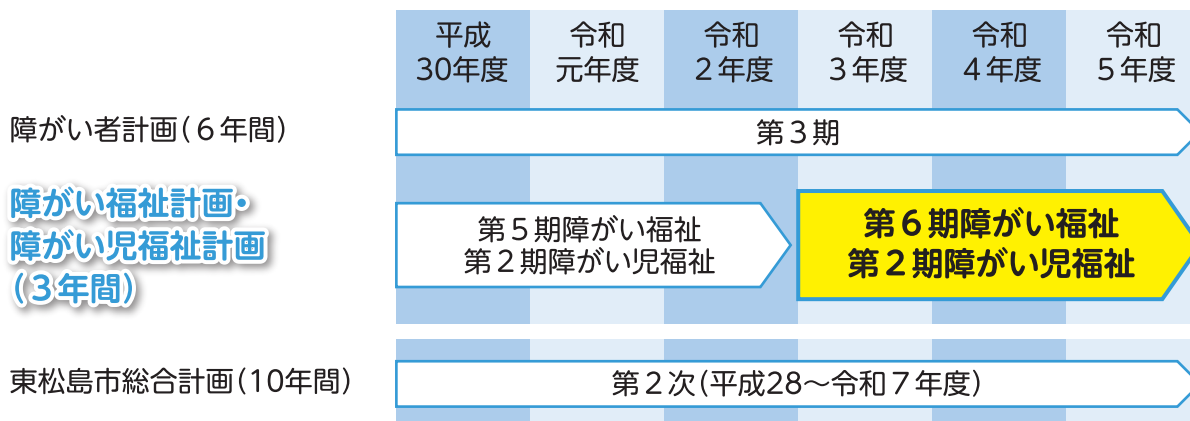
「～共生社会の推進～ 認め合い、ともに成長し、自分らしさを実感できるまち」を掲げ、障がい者施策の設定、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの見込み量の設定を行いました。

この度、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が完了したため、市の現状や国の新たな施策を基に、新たに「**第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画**」を策定しました。

## 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

なお、令和5年度には、「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に見直します。



## 根拠法令

### 第6期障がい福祉計画

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条で地方自治体に策定が定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

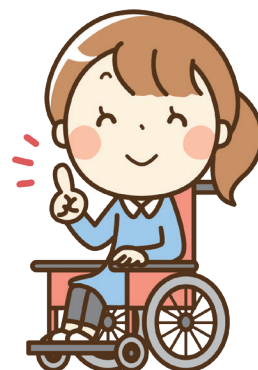
### 第2期障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20で地方自治体に策定が定められている「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

## 重点的な取り組み

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進にあたって、以下のことについて重点的に取り組みます。

- 障がい者、障がい福祉について、市民、企業、団体等への理解促進
- 障がい福祉分野と介護保険分野の連携
- 障がい者の社会参加促進
- 障がい者の外出支援のための公共交通、移動支援の充実
- 障がいの早期発見、早期療育
- 医療的ケア児の支援(通学支援、相談支援)
- サービスの潜在的ニーズの把握
- 圏域で提供しているサービスの情報発信
- 不足しているサービス事業者の誘致・確保、事業拡充支援



# 障がい福祉計画<第6期>

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

## 令和5年度の成果目標

### 成果目標1 入所支援利用者の地域生活移行

項目	目標
令和元年度末時点の入所者数(A)	32人
令和5年度末の施設入所者数(B)	28人
【目標値】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数) (令和元年度末入所者数に対する移行人数割合)	4人 (9.3%)

### 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	18人
精神障害者の地域定着支援利用者数	18人
精神障害者の共同生活援助利用者数	78人
精神障害者の自立生活援助利用者数	－人 (相談支援機能にて包括対応中)

### 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

平成28年度に障害者総合支援協議会のプロジェクトチームにおいて協議し、拠点5機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)の整備、活動に取り組んでいます。

今後も拠点5機能の更なる整備の取組を進め、障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、その生活を支える体制づくりを進めます。

## 成果目標 4 福祉施設からの一般就労移行

### ①一般就労移行

項 目	目 標
令和元年度の一般就労移行者数	4人
【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数(実績に対する目標割合)	6人 (150%)
うち就労移行支援事業	4人
就労継続支援A型事業	1人
就労継続支援B型事業	1人

### ②一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

項 目	目 標
【目標値】 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	70%

### ③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所

項 目	目 標
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	70%

## 成果目標 5 相談支援体制の充実・強化等

項 目	目 標
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施
【目標値】 専門的な指導・助言件数	36件
目標値] 人材育成の支援件数	7件
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	36回

## 成果目標 6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

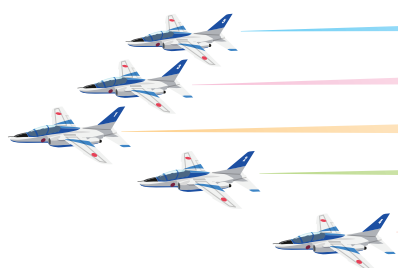
項 目	目 標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障がい福祉担当職員 全員
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施体制:あり 実施回数:(随時)

## 障害福祉サービス見込み・確保策

分類	サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
◆訪問系サービス 障がい者の自宅に 訪問して行うサービス	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	時間分	923	935	935
		人	79	80	80
◆日中活動系サービス 昼間の活動を支援する サービス	生活介護	人日分	2,286	2,305	2,324
		人	120	121	122
	自立訓練(機能訓練)	人日分	6	6	6
		人	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日分	38	38	38
		人	3	3	3
	自立訓練(宿泊型)	人日分	12	12	12
		人	1	1	1
	就労移行支援	人日分	108	108	114
		人	17	17	18
	就労継続支援(A型)	人日分	265	265	282
		人	20	20	20
	就労継続支援(B型)	人日分	1,387	1,404	1,420
		人	85	86	87
	就労定着支援	人	3	3	3
	療養介護	人	12	13	14
	短期入所	人日分	192	195	195
		人	64	65	65
◆居住系サービス 地域での生活基盤である 居住の場を提供する サービス	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	人	68	69	70
	施設入所支援	人	31	30	28
◆相談支援	計画相談支援	人	24	25	25
	地域移行支援	人	1	1	2
	地域定着支援	人	1	1	2
◆その他サービス	補装具費の給付・貸与 自立支援医療	—	適切な給付・貸与の実施		

## 地域生活支援事業見込み・確保策

分類	サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	－	広報活動、研修会などの実施		
	自発的活動支援事業	－	地域で自発的に行う活動の支援		
	障害者相談支援事業 (基幹相談支援センターの設置)	か所	3	3	3
		設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	人	4	5	6
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
	手話通訳者派遣事業	人	2	2	2
		件	10	10	10
	要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
		件	2	2	2
	日常生活用具給付等事業 助成対象者数	人	10	10	10
	手話奉仕員養成研修事業	人	5	5	5
	移動支援事業	か所	8	8	8
		時間	760	760	760
		人	35	35	35
	地域活動支援センター事業	か所	1	1	1
		人	8,037	8,100	8,200
任意事業	訪問入浴サービス事業	人	4	4	4
		回	360	360	360
	日中一時支援事業	か所	10	10	10
		人	47	45	46
		回	1,548	1,482	1,515
社会参加促進事業	件	4	4	4	



# 障がい児福祉計画〈第2期〉

## 障がい児支援の提供体制確保の基本方針

児童福祉法に基づき、障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

- 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- 障がい児のライフステージ(人生の各段階)に沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- 誰もがあらゆる活動に参加し、交流する中で、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力(インクルージョン)を高め、障がい児支援を通して、地域共生社会の形成を推進します。

## 令和5年度の成果目標

### 成果目標1 児童発達支援センターの設置

設置されている児童発達支援センター1か所について、障害児やその家族への相談支援等、地域の中核的な療育支援施設として専門的支援、地域支援機能等の更なる充実に努めます。

### 成果目標2 保育所等訪問支援の実施

関係機関と連携し、引き続き、保育所等訪問支援を実施します。

### 成果目標3 重症心身障害児の支援事業の実施

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については既に確保しているため、引き続き、事業継続を支援します。

### 成果目標4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制の「協議の場」を障害者総合支援協議会の既存部に位置付け、今後も定期的に運営していきます。

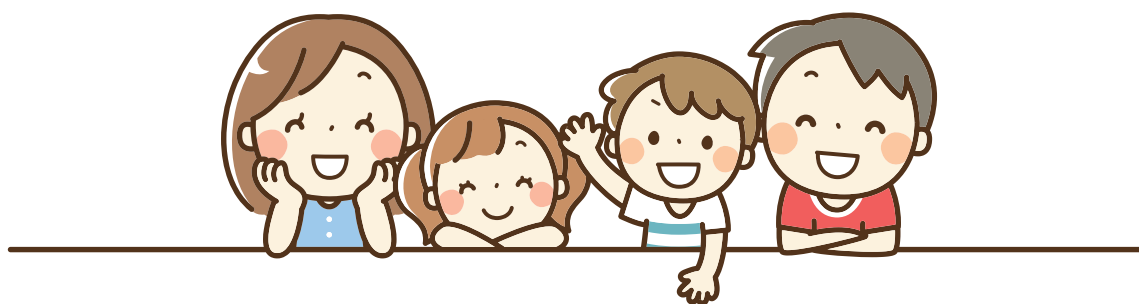


## 障害児支援事業の見込み

障がい児を対象とした児童福祉法に基づく事業体系は下記のとおりです。

分類	サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
◆障害児通所支援等 身近な地域で主に 通所による支援	児童発達支援	人日分	375	396	426	
		人	39	42	44	
	医療型児童発達支援	人日分	5	5	5	
		人	1	1	1	
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	5	5	5	
		人	1	1	1	
	放課後等デイサービス	人日分	985	1,045	1,095	
		人	98	104	109	
	保育所等訪問支援	回	1	2	3	
		人	1	2	3	
	◆障害児相談支援	障害児相談支援	人	14	15	15
	◆医療的ケア児を支援 する体制構築	医療的ケア児への適切な 支援を行う体制の構築	医療的ケア児に関するコーディネーターを養成。			

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数	人	2	2	3
ペアレントメンターの人数	人	0	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	2



### 東松島市 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 概要版

発行年月:令和3年3月

編集・発行:東松島市高齢障害支援課 障害福祉係

住所:〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

電話番号:0225-82-1111(障害福祉係あて) FAX:0225-82-1392(障害福祉係あて)

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>